

新型コロナ関連のトラブルは

東京弁護士会の

災害聯ADR

裁判外紛争解決手続

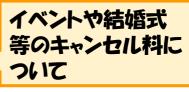
をご活用ください

解雇・休業手当の支払い等について





家賃や地代の支払猶予・ 減額等について



社員寮や学生寮からの 退去について

別居中の子どもとの面会交流について

※災害時ADRで取り扱い可能な紛争の例です。これら以外の事案も幅広く取り扱っています。

災害時ADRとは ※ADR: Alternative Dispute Resolution

新型コロナウイルス感染症に関連して発生したトラブルについて、中立の立場の弁護士が間に入って当事者間の話し合いを行い、早期解決(おおむね2ヶ月以内)を目指す手続です。 ※オンラインによる話し合いも可能です。

- **費用** 申立手数料は無料です。成立手数料は、通常時の半額に設定しています。
- 詳細・お問合せは… http://www.toben.or.jp/bengoshi /adr/saigai.html

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 東京弁護士会 紛争解決センター 電話 03-3581-0031(受付時間 平日10:00~12:00 13:00~16:00)